

政令第二百三十三号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第七十条、第七十一条第一項及び第八十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、法第七十条の規定により、法第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五項及び第七項、第五十九条、第六十二条並びに第六十四条第三項及び第四項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、自動車製造業者等に対し、フロン類の引取り、引渡し若しくは運搬の実施の状況、法第五十七条第一項に規定する料金若しくは法第六十条第一項の規定により自動車を運行の用に供する者に請求する料金の設定の状況又は自動車フロン類管理書の保存の状況に関し報告を求めることができる。

第二条に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、法第七十条の規定により、法第四十二条第一項、第四十三条第四項及び第六項並びに第六十四条第一項及び第二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第二種特定製品引取業者に対し、第二種特定製品の引取り若しくはフロン類の引渡しの実施の状況、自動車フロン類管理書の添付又は自動車フロン類管理書の写しの保存若しくは閲覧の状況に関し報告を求めることができる。

5 都道府県知事は、法第七十条の規定により、法第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四項及び第六項並びに第六十四条第一項及び第二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第二種フロン類回収業者に対し、フロン類の引取り、引渡し、回収若しくは運搬の実施の状況、自動車フロン類管理書の添付又は自動車フロン類管理書の写しの保存若しくは閲覧の状況に関し報告を求めることができる。

第三条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、自動車製造業者等の事務所又は事業所に立ち入り、フロン類の引取り及び引渡しの用に供する施設並びにその関連施設並びに関係帳簿書類を検査

させることができる。

第三条に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、その登録を受けた第二種特定製品引取業者の事務所又は事業所に立ち入り、第二種特定製品の引取り及びフロン類の引渡しの用に供する施設並びにその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

5 都道府県知事は、法第七十一条第一項の規定により、その職員に、その登録を受けた第二種フロン類回収業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第四条第三項第一号中「第十七条第一項」の下に「、法第四十二条第一項、法第四十三条第四項及び第六項、法第六十四条第一項及び第二項」を加え、同項第二号中「及び第十七条第一項、法第三十三条第二項」を「、第十七条第一項及び第二十二條第二項、法第三十三條第二項」に、「及び第十七條第一項、法第七十條」を「、第十七條第一項及び第二十二條第二項、法第三十四條、法第四十二條第一項、法第四十三條第一

一 項、第二項、第四項及び第六項、法第六十四条第一項及び第二項、法第七十条」に改める。

附 則

この政令は、平成十四年十月一日から施行する。